

土地開発基金管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第20号

土地開発基金管理規則の一部を改正する規則

土地開発基金管理規則（昭和44年岩手県規則第73号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 課長等 公有財産規則第2条第2号に規定する課長等並びに医療局管理課総括課長及び<u>企業局経営総務室管理担当課長</u>をいう。</p> <p>(3)～(5) [略]</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 課長等 公有財産規則第2条第2号に規定する課長等並びに医療局管理課総括課長及び<u>企業局経営総務室管理課長</u>をいう。</p> <p>(3)～(5) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。